**平成２１年（フ）第８７９号**
兵庫県加古川市尾上町養田424番地の10、従前の住所兵庫県加古川市尾上町養田1326番地の７
債務者　本田　峰子
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第８９４号**
兵庫県加古川市米田町船頭537番地　船頭県住Ａ―403号
債務者　木元　恵美
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第８９７号**
兵庫県加古川市加古川町稲屋73番地の10
債務者　堀池　　明
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第８９９号**
兵庫県神崎郡福崎町福田411番地１、従前の住所兵庫県朝来市生野町真弓318番地１
債務者　和田万里子（旧姓村上）
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第９１３号**
兵庫県姫路市山吹２丁目５番11号
債務者　宮西　節子
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第５１０号**
鹿児島県鹿児島市住吉町５番７号
債務者　茶屋道覚文
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第７８３号**
鹿児島県日置市吹上町入来351番地
債務者　内村　文弘
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第８５６号**
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目29番５号　ラピネ鴨池403号
債務者　奥村　統一
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第８３９号**
盛岡市北天昌寺町５番10号　メゾン谷藤Ａ202号
債務者　工藤　吉勝
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第８５３号**
岩手県岩手郡葛巻町葛巻第15地割33番地５まるいちアパートＡ―２
債務者　田村　静子
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第１１６５号**
仙台市泉区南光台３丁目19番14号
債務者　横田くに子
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７９７号**
仙台市青葉区中江２丁目14番３―336号
債務者　宮東　博子
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１８７３号**
仙台市泉区歩坂町74番２号　ガーデンハウス壱番館101
債務者　伊澤　陽子
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第５１号**
宮城県気仙沼市磯沢102番地
債務者　川村　秀俊
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２１年（フ）第６９号**
宮城県気仙沼市長磯赤貝１番地35
債務者　須藤　貞之
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２１年（フ）第７２号**
宮城県気仙沼市本浜町２丁目８番19号
債務者　西**條**　洋一
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２１年（フ）第９８号**
秋田県由利本荘市石脇字山ノ神11番地1111
債務者　佐々木久美子
１　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　秋田地方裁判所本荘支部